

小学校給食室ガス空調機保守点検業務委託仕様書

1. 業務名称 小学校給食室ガス空調機保守点検業務
2. 業務場所 別紙 1 に示す対象校一覧のとおり
3. 点検対象機器 別紙 2 に示す点検対象機器一覧のとおり
4. 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日
5. 業務内容
 - ・学校にて機器の異常が認められた場合は、その都度現場へ赴き、不具合内容の確認調整等を行い、正常な状態へ回復させる。
 - ・期間中 1 回、各校と日程調整のうえ、対象設備機器各部の点検・調整を行う。ただし、各年度とも学校閉庁日の期間を除くこと。
 - ・対象設備機器の故障修理が必要な場合は、不具合内容の報告および修理に要する費用の概算見積の提出を学事課へ行う。
 - ・故障修理に係る費用の負担についてはその都度協議する。なお、軽微なもの（ネジの交換、部品交換を要しない軽易な調整等）は委託料に含むものとする。
6. 点検内容
 - ・別紙 3 の点検作業項目一覧表のとおり。
 - ・全対象校に対して、別紙 3 に示す毎年点検の内容を行うこと。
 - ・別紙 4 に示す各年度の 5 年目及び 1 0 年目定期点検・部品交換作業の対象校については、別紙 3 に示す定期点検・部品交換作業を含めて行うこと。
 - ・別紙 4 に示す各年度のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 1 6 条 1 項の規定に基づく「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（以下「基準」）の定めによるフロン類に係る定期点検の対象校については、定期点検及び必要な記録の作成を行うこと。なお、この定期点検は、基準の定める「十分な知見を有する者」が行う又は立ち会うこと。
7. 点検報告 作業写真及び点検報告書を提出
8. 安全管理 児童、職員等の安全確保には十分留意すること。
9. その他
 - ・作業日程及びその他不明な点については、協議の上決定する。
 - ・委託期間終了の際は、その後の保守点検業務に必要な引継ぎを行うこと。
10. 長期継続契約

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。